

理容所について講ずべき措置

根拠条文	基準概要
法第12条第1号	常に清潔に保つこと。
法施行規則第26条第1号	床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。
法施行規則第26条第2号	洗場は、流水装置とすること。
法施行規則第26条第3号	ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。
法第12条第2号	消毒設備を設けること。
法第12条第3号	採光、照明及び換気を充分にすること。
法施行規則第27条第1号	採光及び照明 理容師が理容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を百ルクス以上とすること。
法施行規則第27条第2号	換気 理容所内の空気一リットル中の炭酸ガスの量を五立方センチメートル以下に保つこと。
法第12条第4号	その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置
条例第8条	外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を備えておくこととする。

理容の業を行う場合に講ずべき措置

根拠条文	基準概要
法第9条第1号	皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。
法第9条第2号	皮ふに接する布片を客一人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客一人ごとに消毒すること。
法第9条第3号	その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置
条例第6条	(1) 作業中は、専用の作業衣を着用すること。 (2) 客1人ごとの作業前には、手指を消毒薬で消毒し、又はせっけんで洗浄すること。 (3) 出張理容を行う場合にあっては、前2号に掲げるもののほか、次に掲げるところによること。 ア 作業は、採光、照明及び換気が十分に行われ、かつ、床等が不浸透性材料(コンクリート、タイル等汚水等が浸透しないものをいう。)で築造されている場所又は不浸透性のシート等で覆われている場所で行うこと。 イ 理容器具その他の理容用資器材は、消毒済のものを使用済のものとの区分し、衛生的かつ安全に収納して携行すること。 ウ 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生資材を携行すること。